

多国間相互運用性協議会（MIC）への 日本の参加

——正規加盟国の要件，応募手続き，
主たる障害及びその克服策——

松 村 昌 廣

目 次

1. は じ め に
2. MIC の正規加盟国となるための要件
3. MIC 参加のための応募手続き
4. MIC 参加に際しての障害
5. MIC 参加のための政策提言

キーワード：アングロサクソン，日本，安全保障戦略，
多国間相互運用性協議会，MIC

1. は じ め に

筆者は本誌前号（第9号）でアングロサクソン五カ国（米国，英国，カナダ，オーストラリア，ニュージーランド）の政治・軍事同盟体制におけるこれら五カ国間の軍事協力・協働関係をその制度化に焦点を当てながら明らかにした。また，わが国が21世紀の前半，高い安定性と持続性を有した国家安全保障戦略を構築するためには，自国の国益に照らして米国の軍事覇権システムをいかに利用するかが喫緊の課題であるとの認識から，多

国間相互運用性協議会 (MIC) への日本の参加を突破口としてアングロサクソン五カ国による政治・軍事同盟体制に食い込むことを提言した。⁽¹⁾

既に前号で MIC への参加に関する利害得失と是非を論じたことから、本稿ではまず MIC の正規加盟国となるための要件は何か、応募手続きはどうなっているかを調査し、次に日本が MIC への参加手続きを採る際にどのような具体的な障害に直面するかを見極める。その上で、その障害に対していかなる対策を講ずるべきかを、いかに日本が MIC 参加資格・条件を満たすかという視点から、採るべき具体的な政策を考察する。

分析を進めるにあたって、本稿では MIC の公式ホームページ上に公開されている (<http://www.jcs.mil/j3/mic/doc.html>) 以下の MIC 関連文章のみを参照する。

- ・「MIC 憲章」 (*Charter of the Multinational Interoperability Council*, June 8, 2006)。
- ・「戦略計画」 (*Strategic Plan*, June 8, 2006)。
- ・「MIC 正規加盟国資格に関する政策と手続き」 (*MIC Membership—Policies and Procedures*, June 8, 2006)。
- ・「MIC コアリション構築ガイド」 (*Multinational Interoperability Council Coalition Building Guide—Change 1*, April 17, 2006)。
- ・「人道的及び災害出動のための MIC 即応偵察活動ハンドブック」 (*MIC Rapid Reconnaissance Handbook for Humanitarian/Disaster Response*, November 1, 2006)。

2. MIC の正規加盟国となるための要件

MIC 憲章前文は、MIC が相互運用性の分野における加盟国の軍・国防当局の高級実務・運用担当者による自主的な政策努力と国際的な政策連携に立脚することを明示している。

MIC 憲章に署名することによって、加盟国は MIC を加盟国全体の共通利益を代表する継続的な多国間組織として樹立する協定を結ぶ。ただし、この協定は法的拘束力を持たない。同憲章では、加盟国は会合へ参加することとコアリッション（共同軍事作戦のための一時的な同盟——筆者註）における相互運用性の改善を目指す真摯な討議を行うこと以上に何ら物的、人的資源を提供する義務はない。さらに、MIC への参加によって、加盟国は何ら自国の政策や政策意図を変更することを約束しない。

また憲章一 2 によれば、MIC の目的は「相互運用性に関する諸問題を見出し、採るべき行動を明確にするための多国間の公開討論の場を与えること」にあると規定する。この前提には、「(MIC での討論を経た合意内容が) 全ての加盟国により個別に実行されれば、より効果的な共同軍事作戦の実現に寄与する」との理解が存在する。

現在、MIC の正規加盟国は米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、イタリアの七カ国であり、MIC の下における作業部会は作戦運用、作戦ドクトリン、兵站、指揮・統制・通信・コンピューター（C4：Command, Control, Communications and Computers）を専門分野とする全加盟国の幕僚将校と文官からなる。つまり、加盟国は共同軍事作戦に提供しうる必要な軍事力を保有しているだけでなく、これらの分野で共同軍事作戦をより効果的に遂行するための組織的、技術的な調整能力を有しているといえる（憲章一 3）。逆にいえば、MIC に新たに加盟しようとする国は提供しうる必要な軍事力を保有し、かつこれらの専門分野で共同軍事作戦をより効果的に遂行するための組織的、技術的な調整能力を有することを要求される。

さらに憲章一 4 によれば、MIC はオブザーバーとして国や組織・機関を受け入れることができる。MIC が適当と考える時、オブザーバー国・機関は代表者会議やワーキング・グループに出席できると規定されている。また、C4 分野の上級将校の参加が重要であると強調されている。この点

は、情報通信分野における相互運用性、とりわけ電子的な接続性 (data-link) がアングロサクソン軍事同盟諸国との共同軍事作戦を実現するために枢要であるとの本誌前号の拙論の分析結果と一致する。

電子的接続の枢要性は MIC 文書「(2006年度) 戦略計画」における七つの主要戦略目的によって明示されている。第一の戦略目的が多国間の相互運用性の実現とそのために必要な関連機関・組織との連絡・調整に関して達成すべき事項を提示した後、第二の戦略目的は加盟国間の情報共有の重要性を掲げる。すなわち、MIC は「共同軍事作戦を支えるために、作戦運用上の必要性や優先順位について多国間での情報共有を達成する」ことを目指し、それによって「どんな情報が誰と共有されるべきか」、「運用上、どのように共有されるべきか」、さらに「いかなる形態で共有されるべきか」を明らかにすべきとしている。具体的には、第二の戦略目的は以下の六つの目標として表現できる。

- 1) コアリッション部隊の情報共有能力、ソフトウェア、維持・修理点検、ネットワークの利用者全体に関して方針を与えること。
- 2) 戦略次元及び高度な作戦運用次元における協働企画に必要な標準運用手続を作り上げること。
- 3) コアリッションにおける情報交換に関する要求仕様を見定め、同意し、優先順位を付けること。
- 4) コアリッションにおける情報共有能力を開発・提供するために運用上の要求仕様を明確にすること。
- 5) 秘密情報がコアリッション参加国に適切に開示・譲渡されるよう政策問題の解決を促進すること。
- 6) コアリッションにおける軍と非軍事組織の間の情報交換の改善を助長すること。

さらに、第三の戦略目的はコアリッションにおける秘密情報の国際的な共有体制を確立することを掲げる。具体的には、その利用者の必要性と優

先順位を満たす情報能力を提供するため、MIC 加盟国が採るべき手法と手段と関連して、次の五つの目標を提示する。

- 1) コアリッション参加部隊の間での整合的な情報交換を高めるため、連接を可能とする技術標準、器具、信号処理、運用手続を採用・実行すること。
- 2) 多国間及び地域的な情報ネットワークとの情報交換を促進するため、MIC 加盟国が共通の研究手法を作り上げること。
- 3) MIC 加盟国間で音声通信、データ通信、画像通信の形での整合的な情報交換を実現するために秘匿機能と複数の迂回機能を持つネットワークを構築すること。
- 4) 国家機関、共同軍事作戦への参加国、一般に認められた文民政府当局など適切な実体と「コアリッション情報通信システム（CIS）」を用いた活動を連携させる手続きを確立すること。
- 5) コアリッションを構築し、共同軍事作戦を実施するために、多国間で国家レベルの諜報・監視・偵察情報と分析情報を共有できるよう促進する枠組みを作り上げること。

ここで注目すべきは、これらの手法や手続きを実現する上で枢要な役割を果たすのが秘密情報の共有であり、それを技術的に可能とするのがコンピューター電子技術を用いた情報通信ネットワークの構築である。個別のMIC 加盟国の視点からは、このネットワークへの接続・連接が不可欠となる。筆者自身の先行研究が明らかにしたように⁽²⁾、このような軍事国際組織を構築する制度的な基盤となるのが「軍事情報に関する一般保全協定（GSOMIA）」（2007年8月10日、日米間での協定締結以後の日本政府の公定訳は「（日米）軍事情報包括保護協定」）である。（なお、「戦略計画」における七つの戦略目的のうち、以上で触れなかった残りの四つは、共同軍事作戦のための作戦ドクトリン、概念形成・軍事演習、兵站における相互運用性の確保、そのための改善措置・政策提言である。）

したがって、「MIC 正規加盟国資格に関する政策と手続き」(以下、「政策と手続き」)が新たに正規加盟を希望する国に対して、共同軍事作戦参加の政治的意思、軍事力、軍事組織上の能力、軍事技術力、秘密軍事情報の交換・共有に関して、以下の厳しい条件を課していることは理解できる。

- (1) コアリッションないし多国間の共同軍事作戦において指導的な役割を果たす適性能力及び処理能力を有すること。しかも、そのことは最近の実績によって明らかにされていること。
- (2) コアリッションないし多国間の共同軍事作戦において指導的な役割を果たすため、もしくは支援するために、保有する要員、指揮統制能力(設備・部隊)、兵站及びその他の人的・物的資源を提供する意志を明らかにしていること。
- (3) コアリッションないし多国間の共同軍事作戦に関して、技術面で実証された適性能力と処理能力を有すること。またコアリッションにおける共同軍事作戦活動のために、幅広い分野を通じて技術、運用の両面で、既に MIC の加盟している諸国とほぼ同じ水準の指揮・統制能力を保有していること。
- (4) 十分な人材提供と財政支出を行い、MIC の会議と作業部会の全てに十分に参加すること。また、次の具体的な条件を満たすこと。
 - 〈a〉 MIC に対して自国の代表者(兼上級政策担当者)となる者を自国の実務部門に属する陸海空、いずれかの将官の中から任命すること。
 - 〈b〉 各種の MIC 作業部会を調整する総務部会に対して自国の代表を任命すること。その者は情報通信分野を専門とする統合幕僚組織の将校の中から選ぶこと。
 - 〈c〉 各種の MIC 作業部会を支援するため、自国の戦略計画・政策分野ないしは情報通信分野を専門とする統合幕僚組織の将校の中から適任者を任命すること。

- (5) 必要に応じて全ての MIC 加盟国と戦略、作戦、戦術レベルの秘密軍事情報を交換することに関して十分意志と意欲を示すこと。また、「MIC 情報交換覚書（MICIEM: MIC Information Exchange Memorandum of Understanding）」を遵守する旨、同意すること。（秘密軍事情報の交換は MIC の加盟国となるための基本的要件の一つである。学習ないし確認された教訓は秘密情報の形をとり、情報交換及び指揮統制における相互運用性に関わる問題を提起する。こうした秘密情報は共同軍事作戦にとって必要な相互運用性を MIC の全加盟国の間で促進するために必須の要素である。）

わが国が MIC の正規加盟国となるには、以上で示した要件を全て十分に満たさねばならない。「政策と手続き」によれば、新規加盟国の審査に関して、MIC は「排他的ではない」としながらも、MIC が大きな官僚組織となって対応能力と柔軟性を失わないよう「実用性を重んじる」との立場を明らかにしている。「政策と手続き」は新たな加盟国が幅広い展望と地理的に広い視野を可能とするとの利点があるとしながらも、実際には、米国と NATO の主要同盟国以外の加盟国は唯一、オーストラリアだけである。しかし、オーストラリアは高い水準の情報開示・譲渡を可能とする「軍事情報に関する一般保全協定」（GSOMIA）を締結している一方、通信傍受同盟を中核とするアングロサクソン軍事同盟の正規メンバー国であることから、極めて例外的な考慮が払われているといえる。「政策と手続き」は「相互運用性や多国間の共同軍事作戦についてより多くを学びたいとの意欲そのもの自体、ただそれだけでは MIC の正規加盟国となることの満足な理由とはならない」と慎重な態度を崩していない。

3. MIC 参加のための応募手続き

「政策と手続き」によれば、通常、まず一年間、オブザーバー資格での MIC 活動によって実績を示した後、正規の MIC 加盟国となるべく審査を

受ける。この審査を受けるには、既存の七つの正規加盟国のうち少なくとも一国が新規加盟に賛同して、MIC に提案しなければならない。

将来、正規加盟国を目指すオブザーバーは「政策と手続き」に則り、総務部会及び全ての機能別作業部会議長による調整・決定に従って、総務部会の除く全ての作業部会に参加しなくてはならない。(逆に、正規加盟を考えないオブザーバーは MIC 活動への参加を最低限度に留めなければならない。) 既存の正規加盟国は新規加盟希望国がオブザーバーを一年間務める間、その加盟の是非を判断するために必要な時間と判断材料を十分得ることができる。

「政策と手続き」は新規加盟の手続きが総務部会を通じてなされねばならないと定めている。また加盟申請に際して、申請国は MIC に対して自国が正規加盟国ないしはオブザーバーとなる資格を有するとの判断に必要な情報を提供しなくてはならない。このため、申請国は「最低限、申請国の名称、申請国の統合幕僚組織における情報通信部局担当者、連絡をとるために必要な情報、申請国が MIC の正規加盟国資格ないしオブザーバー資格に値する理由」を示さねばならない。さらに、申請を正当化する理由には必ず正規加盟国ないしオブザーバー国となる基準を満たす能力が備わっていることを具体的に記述せねばならない。

「政策と手続き」によれば、総務部会は全ての MIC への参加申請を個別に評価し、MIC 代表者会議にその是非の提案をすることとなっている。代表者会議は毎年、正規加盟国およびオブザーバー国となるための申請を審査し、採否を決する。

4. MIC 参加に際しての障害

ここまで調査してきたように、わが国が MIC のオブザーバー資格を得て、できるだけ早い機会に正規加盟国となるには、わが国が加盟に必要な能力を備えていると既存加盟国に認めさせねばならない。この能力がいかなるものであるかについては、既に概括的に本稿「2. MIC の正規加盟

国となるための要件」で提示した。ところが実際の申請書類の作成にあたっては、共同軍事作戦参加の政治的意思、軍事力、軍事組織上の能力、軍事技術力、秘密軍事情報の交換・共有、これらの諸点に関する評価基準が具体的に何を意味するかが決定的に重要となる。

たしかに「政策と手続き」には、これらの基準について詳細な説明はない。しかし「MIC コアリッション構築ガイド」（以下、「ガイド」）によって、MIC が構築すべきコアリッション（coalition：多国間の共同軍事作戦のための一時的な同盟）とはいかなるものであるか、そこではどのような要件が満たされねばならないかが明示されており、その説明は実質的に詳細な評価基準を構成しているといえる。

「（ガイド）要約（Executive Summary）」では、コアリッションの構築に際して、個別の作戦における作戦指導国（the Lead Nation）と機能分野別指導国（a Functional Lead Agent）の重要性を強調している。作戦指導国とは「（コアリッション全体に対して）政治的協議と軍事的指導力に関する不可欠の要素を提供し、多国間共同軍事作戦の計画、着手、実行を調整する意思、処理能力、適性能力及び影響力を有している国」のことである。機能分野別指導国とは、作戦指導国による作戦全体の組織的枠組みの下で「自国の保有する処理能力に使う、作戦計画の運用並びに実行に関する特定の重要な個別機能を供与ないし調整する国」である。わが国がMICの正規加盟国となるには、具体的な共同軍事作戦を想定して、その中でわが国が作戦指導国、少なくとも機能分野別指導国となる意志と能力があることを実績によって示さなくてはならない。「ガイド」は網羅的に詳細な部分まで記述しているが、その中でもコアリッション構築の政治的側面、兵站補給計画、指揮統制、情報・通信管理の四つの重要な点に関しては、わが国が抱える問題点に言及しながら検討する必要があるだろう。

（1）コアリッション構築の政治的側面

「（ガイド）要約」では、作戦指導国が国際政治関係において作戦の政治的正当性を確保した上で、共同軍事作戦の参加国の間で達成すべき政治

目的を定義するために必要な調整をおこなうとしている。つまり、作戦指導国は国際連合など、国際的な正当性 (legitimacy) を持つ政治的機関からの授權によって共同軍事作戦に取り組む。当然、作戦指導国はそのための意志と軍事能力を持つだけでなく、他の共同作戦参加国がその指導力を認めかつ受け入れていなければならない。作戦指導国と参加国の政治指導者による協議は共同作戦の政治目標と作戦実施のための大枠を承認する。さらに、共同作戦を成功裏に実施するには、作戦指導国が当該地域・紛争に利害関係を有し、当該地域の様々な国家や政治実体から受け入れられていること (つまり、受容度 [acceptability] が高いこと) が望ましい。したがって、作戦指導国となるには、作戦遂行に必要な軍事力の圧倒的な部分を提供できるだけでなく、政治的な正当性と受容度も兼ね備えていなければならない。後者の条件を満たすことができなければ、結局、共同作戦が失敗に終わる公算が強くなる。

わが国は作戦指導国となる条件を容易には満たせないだろう。まず、日本が有する防衛力は質量の両面で極めて限定的である。米国と比して能力差は著しいし、戦力投射能力に限定しても、英仏との差は歴然としている。したがって、わが国は現有能力では大規模な共同軍事作戦、とりわけ戦力投射能力を必要とする攻撃作戦において指導国となる資格はない。可能性があるとするれば、大規模な攻撃作戦において防空や兵站など、特定の機能別分野で作戦に参加する場合であろう。作戦の規模や態勢によっては機能別分野別指導国となる場合が想定できる。(中長期的には、わが国が顕著に戦力投射能力を強化する選択肢は存在する。しかしこの場合でも、MICへの正規加盟には、単に必要な能力の保有だけでなく実績も要求されていることから、能力の保有が直ちに正規加盟に繋がるわけではない。)

もっとも、戦力投射能力に関しては、MIC 正規加盟国のうち残りの四カ国 (オーストラリア、カナダ、ドイツ、イタリア) がわが国よりも明確に優位にたっているわけではない。ただし、これら四カ国は条約上の義務として (カナダ、ドイツ、イタリア、三カ国に関しては NATO の枠組みで、オーストラリアに関しては ANZUS の枠組みで) 米国と集团的自衛権

の行使を約束するとともに、これまで実績を積み上げてきた。現在、日本国憲法第9条に関するわが国政府の解釈では、日本は集団的自衛権を行使できないことから、日本が能力面では見劣りしなくとも（場合によっては、特定の機能別分野で優れていても）、共同作戦に必要な軍事力を提供する政治的意志がなく、MICの正規加盟国としては不適格と判断される可能性がある。つまり、日本が貢献できるのは、国連等からの授権による平和維持活動（PKO）、コアリッションによる共同作戦の枠組みの中で集団的自衛権の行使を伴わない兵站・後方支援活動、非軍事目的（例えば、災害支援、人道支援）のための共同軍事作戦に限られる。MICは加盟国間の相互運用性、とりわけ情報通信ネットワークの電子的接続性の向上を活動目的としていることから、日本がPKOなど、接続性の向上がさほど要求されない陸上部隊を中心とした共同作戦への貢献能力を強調しても、わが国のMICへの正規加盟を正当化することは容易ではないだろう。

さらに、仮にわが国が集団的自衛権の行使を伴わない比較的限定的な規模の共同軍事作戦で作戦指導国としての役割を演じることを想定する場合でも、受容度の問題は大きな障害要因となる可能性がある。いわゆる「歴史問題」に典型的に現れているように、アジア諸国、とりわけ中華人民共和国と韓国はわが国が共同軍事作戦に参加することに対して許容度が低い。既存のMIC加盟国が北東アジア地域や東南アジア地域において共同作戦活動を行う際に、作戦活動の規模のいかんを問わず、日本が作戦指導国となることに悲観的な見通しを持つかもしれない。もっとも、通常、アジア・太平洋地域においては、米国が作戦指導国を務め、日本はせいぜい機能別指導国の役割を担うことを要求されるだけだろう。とはいえ、1999年の東チモール紛争においては、米国ではなくオーストラリアを作戦指導国とする多国籍軍が編成されたことから、日本が作戦指導国となることが望ましい状況も完全には排除できない。他方、中東、インド洋など、日本の軍事活動にある程度の許容度が期待できる地域においては、日本は限定的な軍事力しか投入できず、作戦指導国となることはほとんど考えられない。

(2) 兵站補給計画

「(ガイド) 要約」は作戦指導国が作戦運用計画を策定する際の重要事項を指摘している。作戦指導国は自国の作戦計画策定本部に共同軍事作戦の参加国から派遣された幕僚により構成される作業班を設けて、作戦目的遂行のために必要な軍事力や人員・資材を確保し、兵站・後方支援を提供せねばならない。当然、このためには作戦計画策定の早い段階において、作戦指導国は作戦参加国との間に軍事力及び人的・物的資源の提供に関する協定を締結するとともに財政支出に関する合意を形成する必要がある。「(ガイド) 要約」によれば、コアリッション組織に中央兵站支援チームもしくは調整班を設けるのが望ましい。

万一、わが国が小規模な共同作戦において作戦指導国となる場合には、上記の調整・組織管理能力が必要とされるが、現状では実績もほとんどなく、また既存のMICの加盟国から高い評価を得ているとは思われない。(もっとも、インド洋への海上自衛隊艦艇の派遣など、作戦指導国として米国の調整の下、調整作業過程に参加するとともに、兵站補給活動に従事した実績はある。) とりわけ、幹部自衛官が英語を媒体する多国間の交渉・調整作業の中核的な役割を果たせるか懸念される。論理的には、このような実績または能力の醸成は例えば、米国が作戦指導国を務めるコアリッションにおいて、わが国が兵站補給の機能分野別指導国となることで可能である。しかし、作戦指導国にとって兵站補給の確保は中核的な機能であり、また作戦計画策定の枢要な部分であることから、現実には作戦全体の指導と兵站補給分野の指導を異なる二国が担当することは非常に考えにくい。わが国はMICの正規加盟国となるまで、できるだけコアリッションに参加して作戦指導国に必要なノウハウを習得すべきであろう。また、万一、政治的な条件が整えば、小規模で非軍事的な共同作戦でよいから、是非とも作戦指導国となって実績を上げることが望ましい。

(3) 作戦指揮統制

「(ガイド) 要約」によれば、作戦指導国は効果的な指揮統制の構造を

作り出す責任を有する。（「指揮とは、任務遂行のために職権によって部下に命令を実行させるように指図することである。具体的には部下に任務を付与し、資源の優先順位を示し、部隊行動を指導するものであり、作戦計画に基づいた意思決定であり、また最も基本的なリーダーシップ機能でもある。統制とは、指揮にあたって計画実行に必要な戦力、物資、時間、場所を見積もり、配分し、作戦行動を監視することで指揮官の企図を達成するために部下の行動を合理性・能率の面から指導することをいう⁽³⁾。」）作戦指導国は最低でも作戦全体を指揮するための枠組みを提供しなければならない。逆に言えば、必ずしも統制のための枠組みは提供しなくともよい。作戦指導国は自国の幕僚を提供してコアリッションの指揮要員の圧倒的な部分を担うとともに、共同作戦の特定部分・機能を担う参加国から幕僚を含む多国間の合同司令部を構築せねばならない。

この点でも、わが国は自国が作戦指導国となって共同作戦の指揮統制をおこなった実績はなく、それゆえに既存の MIC の加盟国から評価されていないと思われる。（もっとも、インド洋への海上自衛隊艦艇の派遣やクウェート・イラクへの航空自衛隊の輸送部隊の派遣など、作戦指導国として米国と連携して、米軍を含めた多国籍軍に兵站補給サービスを提供した経験はある。つまり、二国間の作戦連携のための通信連絡の実績はある。）この点でもまた、わが国は MIC の正規加盟国となるまで、できるだけコアリッションに参加して作戦指導国に必要なノウハウを習得すべきであろう。また、万一、政治的な条件が整えば、小規模で非軍事的な共同作戦でよいから、是非とも作戦指導国となって実績を上げることが望ましい。

（４）情報・通信管理

「(ガイド) 要約」によれば、作戦指導国は情報通信面での管理の仕組みを調整、構築、もしくは提供せねばならない。作戦指導国は早い段階で作戦参加国を共同作戦計画の策定に取り込み、作戦参加国が保有する指揮、統制、通信、コンピューター、諜報、監視、偵察（C4ISR）分野での機器が相互に電子的にうまく接続しないことから生じる問題を予期し解決せね

ばならない。さらに「(ガイド) 要約」は、危機が実際起こる前に予期される共同軍事作戦への参加国の間で、電子的接続における技術的標準化 (standardization) を進めておく必要があり、そのためには秘密軍事情報の開示・譲渡が電子的接続性 (結局, 相互運用性) を左右する大きな要因だとの認識を示している。

わが国の民生部門における情報電子技術の水準は非常に高いのであるから、自衛隊が MIC 諸国の部隊との電子的接続度を向上できない主たる要因は、MIC 側 (とりわけ, 米国) が日本に対して軍事仕様のハードウェア, 戦闘データ, ソフトウェアなどの情報を開示・譲渡しないことにある。とりわけ, 米国が各種の情報通信システムにアクセスするための許可 (つまり, パスワード) を容易に与えないことが決定的な障害となっている。既に筆者の先行研究は、こうした秘密軍事情報の開示・譲渡を円滑に受けるには「軍事情報に関する一般保全協定 (GSOMIA)」を米国と締結して、秘密漏洩がないよう国内情報保全体制を整備することが必須であると明らかにした。MIC 諸国は高い水準の秘密軍事情報の開示・譲渡を可能にする GSOMIA を締結しており、MIC 諸国の間で米国を中核とした GSOMIA のネットワークが形成されている。

2007年8月10日、日米両政府は GSOMIA を締結した。この結果、基本的にはこれまでと比して遥かに多い秘密軍事情報が入手できるはずである。しかし、高い水準の情報開示・譲渡を可能にするためには、GSOMIA 締結と同時に実効性のある国内情報保全体制を確立し、また刑事特別法によって情報漏洩に対する刑罰を強化せねばならない。情報保全体制は単に防衛省・自衛隊だけではなく、日本政府全体、さらには秘密軍事情報を扱う防衛関連企業をも対象とする一方、情報処理・管理, 人事管理, 情報アクセス権付与審査などに関する精巧な保全の仕組みを必要とする。仮に国内政治的な理由から刑事特別法の強化を回避し、防衛省の政令, 訓令, その他の内規の強化によって GSOMIA を締結しようとするれば、日本の情報保全体制に対する信頼は低いものとならざるをえない。(実際、現在のところ、日本政府は「現行法を改正する必要はない」(外務省幹部) との立場

をとっている。⁽⁴⁾）現在、米国は約六十数カ国と GSOMIA を締結しているが、情報開示・譲渡の水準にはかなりばらつきがあると思われる。つまり、単に形ばかりの GSOMIA を締結しても、わが国が直面する情報開示・譲渡の根本的な解決にはならない。

より核心的な問題は、情報保全の分野では「秘密情報は必要とする者に必要な情報だけしか提供しない」という原則が国際的常識となっている点にある。少しでも多くの者が秘密情報を知るところとなれば、それだけ情報漏洩の可能性は高まるとの論理を理解すれば、この原則は当然である。

とはいえ、この論理を情報開示・譲渡を求める日本に当てはめると、わが国にはどのような情報がなぜ、どの程度必要なのか、いわば挙証責任があることになる。そもそも秘密軍事情報の共有が必要な理由は共同軍事作戦をおこなうからである。つまり、日本が MIC 諸国と共同軍事作戦をおこなう政治的意図と能力を明確に示めさなければ、MIC 側からの情報開示・譲渡はありえない。ここで言う共同作戦は必ずしも集団的自衛権の行使としての軍事力行使を伴うものだけではないが、さりとて想定しうる共同作戦の中で、そういった軍事力行使が極めて重要な部分を占めることもまた自明である。したがって、わが国が大幅な情報開示・譲渡を求めるには、集団的自衛権の行使を禁止すると解釈される現憲法を改正するか、もしくは現憲法の下での集団的自衛権の行使を認めるよう解釈を変更する必要がある。さもなければ（そして、現状では）、わが国は兵站・後方支援など集団的自衛権の行使を伴わない共同軍事作戦、または災害支援や人道援助など軍による非軍事目的のための共同作戦の範囲でしか情報開示・譲渡の必要性を正当化できない。

5. MIC 参加手続きのための政策提言

本稿での調査を要約すると、日本が MIC への参加手続きを採るに際して、大きく分けて以下の五つの障害に直面するといえる。

- ・憲法上の制約のために集団的自衛権の行使を伴う共同軍事作戦に参加することができない。
- ・そのために MIC 諸国に対して秘密軍事情報の開示・譲渡の必要性を正当化できない。
- ・北東アジア及び東南アジアにおいて、日本が軍事行動に対する許容度が低い。
- ・大規模な共同軍事作戦の作戦指導国となる軍事力が欠如している。
- ・大規模な共同軍事作戦の作戦指導国となるには、軍事組織や指揮統制など面で実績に裏付けられた能力が欠如している。

明らかに、憲法改正によって集団的自衛権の行使を認めれば、周辺国の許容度の問題を除いて、中長期的には全ての問題は解決する。さらに、MIC が多国間の共同作戦を念頭に置き、わが国による単独の軍事行動のためのものでない点を考慮すれば、許容度の問題はあまり懸念する必要がないのかもしれない。

他方、集団的自衛権行使の禁止を前提として考える限り、日本はこの条件に抵触しない活動（とりわけ、兵站・後方支援活動）や非軍事目的の共同作戦（たとえば、災害支援活動、その他の人道活動）に言及することによって、MIC 諸国に対して秘密軍事情報の開示・譲渡を要求せざるをえない。しかし、この点での兵站・後方支援活動の効用は既にインド洋への海上自衛艦隊の派遣やクウェート・イラクへの航空自衛隊輸送部隊の派遣の例が示すように、限定的な情報開示・譲渡にしか繋がらない。これは、必要と看做される情報が兵站・後方支援活動に限定されており、武力行使に必要なリアルタイムの戦術情報や状況判断に必要な戦略・作戦情報をあまり含まないからである。兵站・後方支援作戦では、いかなる相手にどのような物資をどれ程、どこで提供するか情報が重要であり、その補給地点での安全をその作業を行う間だけ確保するのに必要な戦術情報（主として、防空情報、場合によっては、対潜水艦作戦情報）が追加的に提供されれば事足りる。したがって、わが国が兵站・後方支援活動への参加を強調する

ことによって、これまでの対米軍事協力による情報開示・提供の水準を画的に改善することはあまり期待できない。

そこで注目されるのが、災害支援や人道援助など軍による非軍事目的の共同作戦である。これらの作戦活動は何ら現憲法に抵触しないし、周辺国に対しても十分正当化できる。また、わが国は2004年のスマトラ沖地震による津波災害に対して自衛隊を投入し、この種の活動で作戦指導国となる潜在能力があることを示した。自衛隊は現有装備の範囲でもかなりの有効な海空の輸送能力を提供できるし、災害被害や復興ニーズ調査など、航空機、ヘリコプターなど、空からの監視・偵察の有効な能力も有する。アジア・太平洋地域に限定すれば（一部、インド洋も含めて）、自衛隊は既にわが国の民間通信衛星会社の保有する通信伝達能力を作戦活動に利用してきた実績もある。災害の規模や程度に左右されるとはいえ、一般的には災害支援や人道援助に関わる軍事作戦活動は武力行使を伴う作戦行動ほどリアルタイムの戦術情報や戦略・作戦情報を必要としないと思われるが、それでも天候、災害の被害状況、復興ニーズ、部隊の展開状況などに関して画像データや各種分析結果を含む情報を大量かつ迅速に送受信し共有する必要がある。したがって、現行の憲法の制約の下でも、わが国は災害支援や人道援助を中心とした共同軍事作戦活動の作戦指導国や機能分野別指導国の役割を担う意志と能力があることを示して、MICのオブザーバーさらには正規加盟国となることを目指すべきである。

災害支援や人道援助を念頭においた共同軍事作戦であっても、作戦の計画と遂行に必要な軍事的な組織構築、組織運用・管理、情報の伝達・共有などの点では、軍事力行使をともなう本格的な共同軍事作戦と共通するところが多い。少なくとも、これらの非軍事目的の共同作戦はより迅速で複雑な対応が求められる共同作戦に応用できる基礎的能力を習得し確立することに繋がる。このようなアプローチを採れば、わが国は憲法改正が実現された場合、迅速に本格的な共同軍事作戦を行う体制に移行できるであろう。逆に、憲法改正がなされない場合でも、MIC諸国に対して現状と比してより高い水準の相互運用性を持つ防衛力を持つことができよう。

MIC は既に2006年6月、「人道的及び災害出動のための MIC 即応偵察活動ハンドブック」(以下、ハンドブック)を公刊して、非軍事目的の共同作戦の重要性を強調している。「ハンドブック」はそのタイトルを示すとおり、偵察における情報を共有の軸とした共同作戦の実施マニュアルである。この新たな MIC の方針の下では、わが国が災害援助及び人道支援に共同軍事作戦に焦点を定めて MIC への参加に向けた政策を精力的に追求すれば、大いに成功の可能性がある。

[註]

- (1) 拙論「アングロサクソン五カ国における軍事協力・協働関係——標準化・相互運用性の政治と日本の国家安全保障戦略へのインプリケーション」『桃山法学』第9号、2007年3月。
- (2) 拙論「アングロサクソン五カ国における軍事協力・協働関係」同上。拙論「米国と主要同盟国との二国間安全保障関連条約・協定体制の比較分析——軍事情報に関する一般保全協定 (GSOMIA) の重要性」『桃山法学』創刊号、2003年。拙論「米国の軍事技術移転管理体制——審査・移転実務メカニズムと日本の選択肢」『桃山法学』第7号、2006年。
- (3) <<http://ja.wikipedia.org>>を参照。
- (4) 『毎日新聞』2007年8月11日。